

2008 年第 140 號法律公告

《2008 年〈2006 年為僱員權益作核證(中醫藥)
(雜項修訂)條例〉(生效日期)公告》

現根據《2006 年為僱員權益作核證(中醫藥)(雜項修訂)條例》(2006 年第 16 號) 第 1 條，指定 2008 年 9 月 1 日為該條例以下條文開始實施的日期——

- (a) 尚未實施的條文(第 15 及 25 條除外)；
- (b) 第 15 條(在該條關乎於《僱員補償條例》(第 282 章)中加入第 10AB(5) 及 (10)(e) 條的範圍內除外)；及
- (c) 第 25 條(在該條關乎於《肺塵埃沉着病及間皮瘤(補償)條例》(第 360 章) 中加入第 12AA(4) 及 (9)(e) 條的範圍內除外)。

勞工及福利局局長
張建宗

2008 年 5 月 9 日